

令和7年度  
地域整備方向検討調査

仙北平野二期地域高収益作物導入等構想検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

令和7年度地域整備方向検討調査仙北平野二期地域高収益作物導入等構想検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

#### 第1-2条

本業務は、地域整備方向検討調査仙北平野二期地域における営農の持続的発展を図るため、現況を整理し水田収益力の向上を目指した高収益作物の導入等構想（案）について、検討するものである。

### (場所)

#### 第1-3条

本業務の対象地域は、秋田県大仙市他2市町地内で別添1位置図に示すとおりである。

### (一般事項)

#### 第1-4条

共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連携を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員に資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。  
なお、現地の立ち入りにあたっては、監督職員の承諾を得た後、作業に着手するものとする。

### (管理技術者)

#### 第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画
	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(貸与資料)

第2-1条

貸与資料は次表のとおりとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	国営仙北平野農業水利事業 事業誌	1式
2	令和4年度広域農業基盤整備管理調査 仙北平野地域営農基本構想作成その他業務報告書	1式
3	令和5年度地域整備方向検討調査 仙北平野二期地域概略施設整備構想検討その他調査業務報告書	1式
4	令和6年度地域整備方向検討調査 仙北平野二期地域一定地域検討その他調査業務報告書	1式
5	JA秋田おぼこ通常総代会資料（第22～26回）	1式
6	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書)

第2-2条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料及び参考図書の取扱い)

### 第2-3条

第2-1条、第2-2条に示す貸与資料及び参考図書の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料及び参考図書の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、作業の詳細は、別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 営農状況の整理	1式	
2. 高収益作物導入の検討	1式	
2-1. 有識者の選定	1式	
2-2. 有識者現地調査	1式	
2-3. 高収益作物構想(素案)の作成	1式	
2-4. 意見交換会の開催	1式	
2-5. 高収益作物構想(案)の作成	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

### 第3-2条

作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡・打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 別紙-1作業項目内訳表のうち、「作業項目2.高収益作物導入の検討」の「2-1.有識者の選定」における有識者(1名)については、秋田県内の大学教授相当を考慮しており、有識者との意見交換に必要な経費は、受注者から支払うものとする。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初回 作業着手段階
- (2) 第2回 作業中間報告段階
- (3) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5階  
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により調査計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

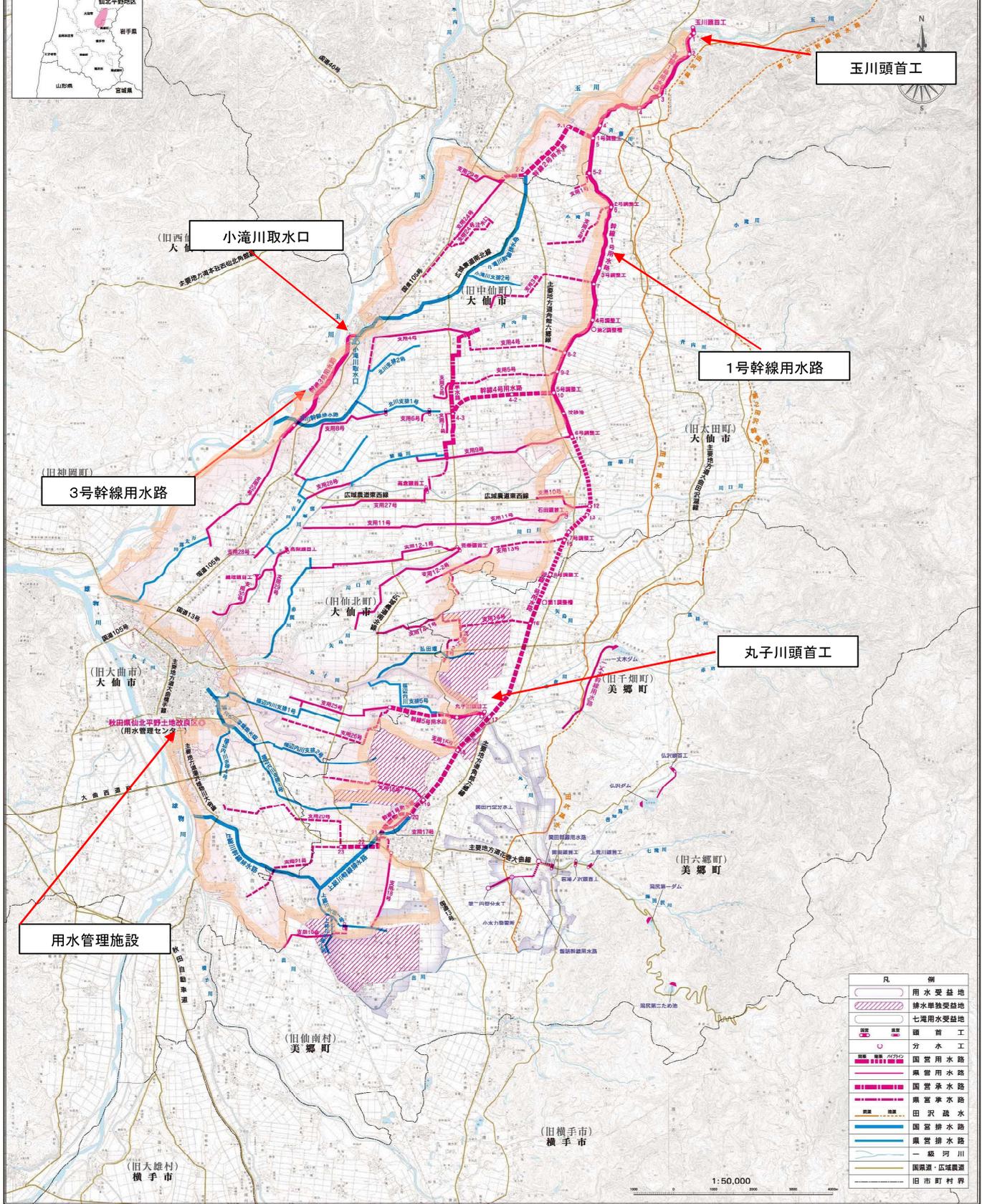
### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添-1 位置図



令和7年度 地域整備方向検討調査  
仙北平野二期地域高収益作物導入等構想検討業務



用水管理施設

3号幹線用水路

小滝川取水口

1号幹線用水路

玉川頭首工

丸子川頭首工

凡	例
[Solid light blue]	用水受益地
[Diagonal lines]	排水単独受益地
[Diagonal lines]	七瀬用水受益地
[Red circle]	頭首工
[Blue circle]	分水工
[Red dashed line]	国営用水路
[Blue dashed line]	県営用水路
[Green dashed line]	国営承水路
[Blue dashed line]	県営承水路
[Blue dashed line]	田沢用水路
[Blue dashed line]	国営排水路
[Blue dashed line]	県営排水路
[Blue dashed line]	一般河川
[Blue dashed line]	国鉄道・広域農道
[Blue dashed line]	旧市町村界

1:50,000

別紙－1 作業項目内訳表

令和7年度 地域整備方向検討調査  
仙北平野二期地域高収益作物導入等構想検討業務

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 営農状況の整理	仙北平野地域（以下、本地域という。）の営農状況を把握するとともに、他地区営農優良事例について、収集・整理する。	○
2. 高収益作物導入の検討		
2-1. 有識者の選定	本地域において高収益作物の導入等を検討するため、助言を行う有識者（1名）を選定する。有識者の選定に係る事務（謝金、旅費、支払い等）については受注者が行う。	○
2-2. 有識者現地調査	高収益作物（畑作物等）の生産が行われている場所の現地調査（農業経営体、JA等からのヒアリングを含む）を行い、打合せ記録を作成する。 開催時期：8～9月予定 場 所：大仙市（払田地内） 回 数：1回（一日）	○
2-3. 高収益作物構想（素案）の作成	2-2の現地調査と1の資料をもとに、本地域における水田収益力の強化、地域計画の推進及び高収益作物導入に向けた構想の素案を作成する。	○
2-4. 意見交換会の開催	有識者、農業経営体、秋田県、土地改良区等を参加させた意見交換会を開催し、2-3の構想素案及び本地域の方向性について検討し、打合せ記録を作成する。 開催時期：11月予定 場 所：大仙市（秋田県仙北平野土地改良区） 回 数：1回（一日）	○
2-5. 高収益作物構想（案）の作成	2-4の意見交換会等を踏まえた構想案（ロードマップ）を作成する。	○
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

作業実施欄の○印は、本業務で計上している作業項目である。